

島根県報

第一、四四一号

平成十五年二月四日

(火曜日)

告示

目次

平成十五年二月定例県議会の招集	(財政課)	一
町の区域の設定及び字の区域の廃止	(地方課)	一
土地改良事業施行の認可	(農村整備課)	二
土地改良事業変更施行の認可	("	二
換地計画書の縦覧(五件)	("	三
保安林予定森林	(森林整備課)	四
解除予定保安林	("	四
公 告	("	四
都市計画の変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	五
都市計画変更の図書の縦覧	("	五
特定調達公告	("	五
松江商業高等学校電子計算組織一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	(教育施設課)	六
益田産業高等学校電子計算組織一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	("	六
浜田商業高等学校電子計算組織一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	("	七
選管告示	("	七
漁業法に規定する有権者数	("	七

正誤

平成十一年十二月十日付け島根県報第一、一一九号(道路整備課)七
中

告 示

島根県告示第八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百一条第一項の規定に基づき、平成十五年二月十四日定例県議会在松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、松江市長から次のとおり町の区域を設定し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の設定及び字の区域の廃止の効力は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三百三条第四項の規定による松江市浜乃木・乃木福富土地区画整理事業の換地処分告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

松江市田和山町を設定し、字を廃止する区域

町	字	地番
浜乃木	二ツ縄手	一一三三の二、一一三五の二、一一三五の五、一一三六の二から一一三六の四まで、一一三七の一、一一三七の二、一一三七の五、一一三七の六、一一三八の一、一一三八の二、一一三九の一から一一三九の四まで、

事業主体名	事業名	認可年月日
出雲市土地改良区	西光坊地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	平成十五年一月二十四日

島根県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条第一項の規定に基づき、出雲市土地改良区理事長から西光坊地区第一工区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるべし。

平成十五年二月四日

一 縦覧に供する書類の名称

島根県知事 澄田信義

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月四日から二十一日間

三 縦覧の場所

出雲市役所

島根県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前地区小敷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に

対して異議申立てをすることができる。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月四日から二十一日間

三 縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う隠岐島前地区豊田工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月四日から二十一日間

三 縦覧の場所

海士町役場

島根県告示第九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、

県営土地改良事業に伴う都治地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができ。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月四日から二十一日間

三 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石南地区三谷工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができ。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年二月四日から二十一日間

三 縦覧の場所

吉田村役場

島根県告示第九十六号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

能義郡伯太町大字横屋九三二の三、大字峠之内七四三の四、七四三の五、七四三の一〇、七四三の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

島根県知事 澄田信義

那賀郡弥栄村大字三里八二五一の四、八二五二の六、八二五二の二から八二五二の六まで、八二五四の七から八二五四の九まで、八二五四の一四から八二五四の一六まで、八二六〇の三

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 都市計画の種類
松江圏都市計画道路
- 二 都市計画を変更する土地の区域
松江市千鳥町、国屋町、堂形町、外中原町、砂子町、黒田町、春日町、東奥谷町、石橋町、菅田町、学園二丁目、西川津町、学園南一丁目、学園南二丁目、西尾町地内
- 三 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び松江市役所
- 四 縦覧期間
平成十五年二月四日から平成十五年二月十八日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成十五年二月四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 都市計画の種類
松江圏都市計画公園
- 二 都市計画を変更する土地の区域
松江市西尾町地内
- 三 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び松江市役所
- 四 縦覧期間
平成十五年二月四日から平成十五年二月十八日まで

- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十一条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
- 平成十五年二月四日
- 一 都市計画の種類
江津都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県知事 澄 田 信 義

特 定 調 達 公 招

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定に基づき公示する。

平成15年2月4日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

- 1 物品等の名称及び数量
松江商業高等学校電子計算組織一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育委員会教育施設課県立学校施設係 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成14年12月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 安宅 淑哉
島根県松江市学園1丁目19番10号
- 5 落札金額
33,180,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例公告を行った日
平成14年10月25日

き公示する。

平成15年2月4日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

- 1 物品等の名称及び数量
矢上高等学校電子計算組織一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県教育委員会教育施設課県立学校施設係 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成14年12月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社えすみ 松江営業所 所長 平岡 秀則
島根県松江市西嫁島3丁目2番13号
- 5 落札金額
33,075,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 特例公告を行った日
平成14年10月25日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定に基づき公示する。

平成15年2月4日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

- 1 物品等の名称及び数量
益田産業高等学校電子計算組織一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

報 告 書

- 3 島根県教育委員会教育施設課県立学校施設係 島根県松江市殿町1番地
 落札者を決定した日
 平成14年12月16日
 - 4 落札者の氏名及び住所
 ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 安宅 淑哉
 島根県松江市学園1丁目19番10号
 - 5 落札金額
 33,180,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
 - 7 特例公告を行った日
 平成14年10月25日
- 次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定に基づき公示する。
- 平成15年2月4日
- 島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣
- 1 物品等の名称及び数量
 浜田商業高等学校電子計算組織一式
 - 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 島根県教育委員会教育施設課県立学校施設係 島根県松江市殿町1番地
 - 3 落札者を決定した日
 平成14年12月17日
 - 4 落札者の氏名及び住所
 ダイワボウ情報システム株式会社 松江支店 支店長 安宅 淑哉
 島根県松江市学園1丁目19番10号

- 5 落札金額
 30,975,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 特例公告を行った日
 平成14年10月25日

選挙管理委員会公告二

島根県選挙管理委員会告示第二号
 選挙法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

平成十五年一月四日

選挙地区 島根県選挙管理委員会選挙区 津 田 和 美 一、九六七
 選挙地区 選挙地区 五三三三

正 誤

平成十一年十一月十日付け島根県報第一一九号中に誤りがあつたので、次のとおり訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
十一	島根県告示第八百九十号の表中	六七六・〇〇	七四七・〇〇
"	"	四〇・〇〇	一三六・〇〇

平成十五年二月四日印刷
平成十五年二月四日発行

毎週火・金曜日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市学
園南
町
松島
陽根
印刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)